

見附市指定給水装置工事事業者の新規指定申請について

見附市上下水道局 水道施設係

見附市の給水区域（見附市全域及び長岡市中之島地域）において給水装置工事を行う事業者は見附市指定給水装置工事事業者の指定を受けなければなりません。

新たに指定を受けるときは、下記のとおり申請してください。

1. 提出書類 以下書類を担当係へ提出してください。

- ・ 指定給水装置工事事業者申請書（様式第1）
- ・ 機械器具調書（様式第1別表）
- ・ 誓約書（様式第2） ※押印が必要です。
- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- ・ 従業員名簿（別記様式）
- ・ <法人>登記事項証明書
- ・ <法人>定款 ※写しの場合、原本と相違ない旨を記入の上、押印してください。
- ・ <個人事業者>住民票の写し
- ・ 給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し
- ・ 事業所の位置図
- ・ 事業所の外観、内観、機械器具、資材置き場等の写真

2. 手数料

提出書類の審査後、納付書を送付しますので、指定手数料1万円を納入してください。

3. 事業者証発行

指定手数料の納入確認後、指定の有効期限を記載した見附市指定給水装置工事事業者証を発行します。指定期間は5年間です。